

浦賀・鴨居地域協働推進協議会について

浦賀行政センター管内には、行政センターがその事務局を担当したり、或いはその活動と密接に連携した地域団体、市民団体が数多く存在している。

前者は、浦賀地区連合町内会（クリーンよこすか浦賀地区市民の会）、浦賀観光協会（イベント実行委員会）、浦賀国際文化村推進協議会、日赤奉仕団浦賀分団等があり、後者は、鴨居地区連合町内会（クリーンよこすか鴨居地区市民の会）、浦賀地区社会福祉協議会、浦賀探訪くらぶ、中島三郎助と遊ぶ会等がある。

その他にも直接間接に連携している団体等が少なくない。

各団体等は、それぞれの地域・分野で活動をしているが、浦賀行政センター管内の全地域、全分野についての課題について検討する団体は存在していなかったため、管内の各団体が一堂に集まり、地域全体の課題解決を目的とした標記協議会を設立することとした。

1 組織・活動の概要（詳細は「会則」「会員名簿」を参照）

(1) 構成員

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ・ 2 地区連合町内会関係者 | ・ 地区社会福祉協議会関係者 |
| ・ 2 地区民生委員児童委員協議会関係者 | ・ 地区観光協会関係者 |
| ・ 包括支援センター関係者 | ・ 商店会関係者 |
| ・ 小中学校及び当該校 P T A 関係者 | ・ 地元市民活動団体関係者 |
| ・ 青少年育成活動地域連絡会関係者 | ・ 浦賀行政センター関係者 |
| ・ 住友重機械工業(株)横須賀製造所関係者 | 計 26 名 |

(2) 組織 全体会及び 5 専門部会

（福祉部会、子育て部会、防犯・防災部会、まちの活性化部会、環境部会）

(3) 発 足 平成 21 年 7 月 9 日

(4) 会 議 ①全体会（21.7.9～22.3.8 まで 5 回開催）

②部 会	ア 福祉部会	4 回
	イ 子育て部会	5 回
	ウ 防犯・防災部会	5 回
	エ まちの活性化部会	7 回

2 現状（活動成果）

(1) 福祉部会

高齢者等見守り事業＜緊急医療情報キット「命の灯台」配布＞

高齢者（独居のほか夫婦や昼間独居状態、障害者を含む）の緊急時の連絡先やかかりつけ医等を記入したカード等を入れた専用ボトルを冷蔵庫内に保管し、救護に立ち入った人へ速やかに情報を提供するシステム。玄関内にキットの「有無」を表示するシールを貼付した。

2 地区連合町内会、2 地区民児協、地区社会福祉協議会の合同事業（県民児協の企画提案補助事業に応募し、補助金交付を受ける）

(2) 子育て部会

「リトミック」「読み聞かせ」を通じ子育て支援を行う団体の活動をコミュニティセンターと協働で開催した。

(3) 防犯・防災部会

古井戸再生事業(第1回目を9月23日に実施、10月10日に第2回目を予定)

災害時の生活用水の確保、不衛生な状況の古井戸の清掃、地域で協力し合うことを目的に、日赤浦賀分団が揚水ポンプを購入し、各町内会・自治会単位で再生活動を実施し、浦賀地区ではクリーンよこすか浦賀地区市民の会が補助をした。(10/10 現在2町内会で実施済み)

再生がある程度進んだ時点で、利用可能な井戸の所在情報を、管内の町内会・自治会へ提供する。

災害有事の際の利用については、連合町内会で検討したい。

(4) まちの活性化部会

① 県立観音崎公園地内に「桜」の植樹

鴨居連合町内会が中心となって、公園管理者と協議し協力を得て、平成22年1月30日に「河津桜」等3種類を30本植樹した。次年度も同様の計画あり。将来的に1,000本を植樹し、桜の時期に「見物客」でいっぱいになりたい。

公園管理者から花のボランティア募集に対しても積極的に参加している。

② 住友重機械工業(株)浦賀工場跡地内での「音楽演奏会」実施(3月28日実施)

地元商店会、市民活動団体(三郎助と遊ぶ会)等が、中止されていた「中島三郎助まつり」を再開すると共に、浦賀中学校吹奏楽部等の団体による「音楽演奏会」を開催した。事前の周知不足か集客数は他のイベントに比し少なかったが、徐々に観客増員を目指す。

③ 浦賀コミュニティ広場での「盆踊り大会」(8月14日開催済み)

住友重機械工業(株)が整備提供した「浦賀コミュニティ広場」を活用し、夏の盆踊りを単独で開催できない町内会・自治会を含め、「浦賀みなとまつり」のイベントと位置づけ、多くの町内会・自治会や商店会等より機材・人材の提供を受け、地域全体でまちの活性化を図った。

3 今後の課題

「2」以外の未着手の以下の計画を実行に移すほか、次年度以降も地域の課題を抽出し、解決方法の検討を継続する。

① 福祉部会浦賀行政センター管内を配達区域に持つ新聞販売店と協定を結び、郵便受け、新聞受けの不自然なたまり状態を行政センターを通じ、地元町内会、民生委員へ連絡、安否状況確認を行う

② 防犯・防災部会(連合町内会、行政センターとの協働実施予定)

管内の4町内会・自治会をモデル地区として、会館に防犯グッズや防災グッズを見本展示し、併せて防犯・防災講座を開設する。

※参考：町内会独自に三浦半島活断層研究会を講師に講座開催実績有り

：コミュニティセンター講座として同様の講座開催済み

浦賀・鴨居地域協働推進協議会 会則

(名 称)

第1条 本会は、浦賀・鴨居地域協働推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会に事務局を設け、浦賀行政センター内に置く。

(目 的)

第3条 協議会は、会員相互の連携を強化することにより、浦賀・鴨居地区のまちづくりの総合的な取り組みを推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) まちづくりの課題の検討を行い、それを踏まえて、地域協働プランを策定する。
- (2) 策定した地域協働プランに基づき、各構成団体及び市はそれぞれの役割を積極的に推進する。
- (3) まちづくりに向けた情報交換及び連絡調整を行う。
- (4) その他この協議会の目的達成に必要な事業を行う。

(会 員)

第5条 協議会は、浦賀行政センター管内の連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、青少年育成活動地域連絡会、観光協会、商店会、小中学校、PTAその他の団体の関係者、行政センター館長などで組織する。

- 2 協議会は、会員の推薦により新たな会員を追加することができる。
- 3 協議会は、必要に応じ、会員を公募することができる。

(役 員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名

- 2 役員は第9条第2項に定める部会長の中から構成員が互選する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別会員)

第7条 協議会に、次の特別会員を置く。

浦賀・鴨居地区在住の市議会議員及び学識経験者

- 2 特別会員は、会長の要請に応じ会議に出席する。

(会 議)

第8条 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(部 会)

第9条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会の運営は部会長が行う。

3 部会は、必要に応じて、会員以外の者に出席を求めることができる。

附 則

この会則は、平成21年7月9日から施行する。